

議案第24号

佐倉市こどもどまんなか会議条例の制定について

佐倉市こどもどまんなか会議条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市こどもどまんなか会議条例

(設置)

第1条 本市におけるこども施策（こども基本法（令和4年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）を総合的に推進し、こどもまんなか社会（法第9条に基づき政府が定めるこども大綱が目指す社会をいう。）を実現するため、法第13条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定により、佐倉市こどもどまんなか会議（以下「こどもどまんなか会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 こどもどまんなか会議は、法第13条第3項に規定するこども施策に係る事務の実施に係る協議を行うとともに、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議するものとする。

- (1) 法第10条第2項に規定する市町村こども計画に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項
- (3) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画に関する事項
- (4) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条第2項に規定する市町村計画に関する事項
- (5) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に規定する市町村行動計画に関する事項

(組織)

第3条 こどもどまんなか会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師又は歯科医師
- (3) 主任児童委員
- (4) 人権擁護委員

- (5) 保育園、幼稚園又は認定こども園の園長
- (6) 小学校、中学校又は高等学校の校長
- (7) 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校に在籍する者の保護者
- (8) 公募による市民
- (9) 市内に在住、在勤又は在学する者であつて、委嘱の日において15歳から29歳までのもの
- (10) 佐倉市立児童センター設置及び管理に関する条例（昭和54年佐倉市条例第12号）に規定する佐倉市立児童センター又は佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例（平成3年佐倉市条例第28号）に規定する佐倉市立学童保育所の施設長
- (11) 佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に関する条例（平成18年佐倉市条例第41号）に規定する佐倉市さくらんぼ園の施設長
- (12) 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会の職員
（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

（委員長及び副委員長）

第5条 こどもどまんなか会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、こどもどまんなか会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 こどもどまんなか会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 こどもどまんなか会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 こどもどまんなか会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 こどもどまんなか会議は、所掌事務のうち特定の事項を審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 市長は、こどもどまんなか会議の求めに応じ、臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。
- 3 臨時委員は、当該特定の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第8条 こどもどまんなか会議及び専門部会の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、こどもどまんなか会議及び専門部会の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(佐倉市子育て支援推進委員会条例の廃止等)

- 2 佐倉市子育て支援推進委員会条例（平成15年佐倉市条例第47号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の日の前日において前項の規定による廃止前の佐倉市子育て支援推進委員会条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定により委嘱

され、又は任命されている委員の任期は、旧条例第4条の規定にかかわらず、その日に満了する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年佐倉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1子育て支援推進委員会の項中「子育て支援推進委員会」を「こどもどまんなか会議」に改める。